

2024年8月22日

各位

会社名 株式会社メタプラネット
代表者名 代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ
(スタンダード市場 コード: 3350)
問合せ先 IR部長 中川 美貴
電話番号 03-6690-5801

(開示事項の経過) 当社が取得する第11回新株予約権の譲渡予定先について

当社は、2024年8月6日付「新株予約権(非上場)の無償割当に関するお知らせ」にて開示のとおり、2024年10月15日までに行使されなかった当社第11回新株予約権(非上場)(以下「本新株予約権」といいます。)を当社が無償で取得し、当社取締役会が承認する特定の投資家(以下「特定投資家」または「譲渡予定先」といいます。)に適正な譲渡対価で割り当てることがある旨をお知らせしておりましたが、この度特定投資家候補を選定いたしましたのでお知らせいたします。なお、選定は下記1名のみとなりましたが、特定投資家への譲渡については当社取締役会による承認が前提となります。

記

1. 譲渡予定先の概要、及び提出者と譲渡予定先との関係

a. 譲渡予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
	組成目的	投資目的
	組成日	2006年12月
	出資の総額	払込資本金: 1米ドル 純資産: 約75百万米ドル
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	事業の内容	ファンド運用 金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	議決権: Evolution Japan Group Holding Inc. 100% (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)
出資関係	当社の発行済み株式総数に対して1.37%の割合の株式を保有する株主です(2024年7月31日時点)。	

b. 提出者と譲渡予定先との間の関係	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当社の普通社債 10 億円を保有している債権者です。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 譲渡予定先の概要及び提出者と譲渡予定先との間の関係の欄は、別途記載のある場合を除き 2024 年 8 月 22 日現在におけるものです。

2. 譲渡予定先の選定理由

EVO FUND は、過去に当社が発行した第 9 回新株予約権を引き受けたことをはじめ、2024 年 6 月には当社が発行した普通社債 10 億円を全額引き受けるなど、当社の資金調達を支援してきた経緯がございます。このような実績があることから、本新株予約権の譲渡先として適切であると考え、2024 年 8 月 6 日より、当社代表取締役サイモン・ゲロヴィッチが同社代表マイケル・ラーチ氏と交渉し、一般投資家行使期間満了時点で未行使となり当社が取得条項に基づき取得した本新株予約権の譲渡について、応諾いただきました。なお、後述のとおり EVO FUND に最大で全ての本新株予約権を譲渡するため、その他の譲渡先は選考しておりません。

3. 譲渡予定新株予約権数

2024 年 10 月 16 日時点で取得条項に基づき当社が取得した本新株予約権のうち、最大で全ての本新株予約権を譲渡する予定であり、EVO FUND が買い取りを希望する個数を対象とします。買い取りの個数は TOB 規制（当社発行済株式の 1 / 3 以上の取得）に抵触しない範囲を想定しております。なお、EVO FUND に譲渡がされなかった本新株予約権については、権利行使期間の満了により失権をする予定です。譲渡の契約は 2024 年 10 月 16 日から 2024 年 10 月 18 日までの間で締結する予定です。

4. 株券等の保有方針

EVO FUND は、本新株予約権を行使することにより取得する当社普通株式について、当社の事業の成長を通じてその株主価値及び投資価値を最大化することを目的として保有することですが、自らの出資者に対する運用責任を遂行する立場から、その時期の株価や出来高次第で売却する可能性があるため、当社代表取締役サイモン・ゲロヴィッチが同社代表取締役マイケル・ラーチ氏から説明を受けております。なお、既に保有している当社普通株式につき、保有分に割り当てられた本新株予約権の行使については、一般投資家権利行使期間の最終日まで判断することです。本新株予約権についてはその譲渡が禁止されており、当社からの譲渡により取得した本新株予約権の全てを本新株予約権の行使期間内に行使する旨の説明も合わせて受けております。

なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨を口頭で表明いただいております。

5. 買取に要する資金等の状況

譲渡予定先が本新株予約権の買取並びに本新株予約権の行使に十分な資金を有しているものと判断した理由は以下のとおりです。

EVO FUND が過去に当社の資金調達を引き受けた実績及び、当社代表取締役サイモン・ゲロヴィッチが同社代表取締役マイケル・ラーチ氏に口頭で確認をとれたこと、また EVO FUND と締結する本新株予約権の譲渡契約書において、本新株予約権の買取金額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金を確保している旨の表明保証を受ける予定であることから、買取期日において本新株予約権の買取金額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

6. 譲渡予定先の実態

譲渡予定先である EVO FUND については、過去に当社の資金調達を複数回引き受けている実績があります。また、当社は、2022 年 12 月に当社が第 9 回新株予約権を発行した際に第三者機関による調査を行っておりますが、当社代表取締役サイモン・ゲロヴィッチが同社代表取締役マイケル・ラーチ氏に同社の属性的情報が現時点において変更がないことを口頭にて確認いたしました。

さらに当社は、譲渡予定先との間で締結する本新株予約権の譲渡契約において、譲渡予定先並びにその役員及び主な出資者が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力と何らの関係も有していない旨の表明保証を受ける予定です。

以上のことから、当社は、譲渡予定先である EVO FUND 並びに EVO FUND の役員及び EVO FUND の主な出資者が反社会的勢力ではなく、また EVO FUND 並びに EVO FUND の役員及び EVO FUND の主な出資者が反社会的勢力と関係を一切有していないと判断しております。

7. 譲渡の条件に関する事項

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の譲渡価格を決めるにあたり、当社とは独立した第三者である東京フィナンシャル・アドバイザーズ（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 合人社東京永田町ビル 9 階）に本新株予約権の価値算定を依頼しております。算定は譲渡日の前日終値で行い、その価値評価に基づき適正な価格で譲渡を行う予定です。なお、譲渡日は 2024 年 10 月 16 日から 18 日までの間で予定しており、価値評価の結果及び譲渡価額についても決定次第お知らせいたします。

(2) 譲渡数量及び希薄化の規模が合理的であると判断した理由

譲渡対象となる本新株予約権の個数は、最終的に一般投資家の皆様の行使期間が終了してからでないと判明いたしませんが、本譲渡はすでに発行された新株予約権が対象であり、本新株予約権の全個が一般投資家により行使された場合は譲渡が発生いたしません。最大の譲渡個数量は、TOB 規制がかからない発行済株式数（2024 年 10 月 15 日時点）の 1 / 3 まで（既存保有分を含む。）と想定されますが、これは本新株予約権の総発行数に既に含まれており、本新株予約権の追加発行は行いませんので、EVO FUND へ譲渡する場合でも追加の希薄化は生じません。本新株予約権を行使されない株主様には持ち分の希薄化が生じることになりますが、当社が適正な価格で譲渡先に売却することで収益を実現化し、株主価値の保全につなげることができるものと考えております。また、EVO FUND が行使をされなかった一般投資家に代わって行使することで当社は資金を調達することができ、さらに多くのビットコインを購入することができるようになります。

以 上